

定款一部変更案

1. 定款変更の目的

会員サービスの一層の充実を図るため、テーマ別の「部会」を選定できるよう変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更内容は以下のとおりです。

3. 日程

定款変更の会員総会決議日 及び効力発生日は 2014 年年 6 月 30 日（月） です。

現 行 定 款

第 6 章 委員会

（設置等）

第 32 条 本協会は、第 5 条の事業を円滑に運営するため必要に応じて委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の議決を得て、正会員のうちから理事長が委嘱する。

3 委員会の組織、構成及び運営に関して必要な事項は理事長が理事会の議決を得て別に定める。

変 更 案

第 6 章 委員会・部会

（設置等）

第 32 条 本協会は、第 5 条の事業を円滑に運営するため必要に応じて委員会または部会を置くことができる。

2 委員会または部会の委員は、理事会の議決を得て、正会員のうちから理事長が委嘱する。

3 委員会または部会の組織、構成及び運営に関して必要な事項は理事長が理事会の議決を得て別に定める。